平成31年　№33

〇東京学芸大学学位規程等の一部を改正する規程

〇東京学芸大学障がい学生支援室要項等の一部を改正する要項

〇大学教員の総合的業績評価実施基準の一部を改正する基準

〇国費外国人留学生（国内採用）の選考等に関する申合せ等の一部を改正する申合せ

〇東京学芸大学大学院学則第19条第１項ただし書きに規定する在学期間の特例の適用に関する内規等の一部を改正する内規

〇教職大学院と附属学校の人事に関する取扱いの一部を改正する取扱い

〇教育学研究科入学前の既修得単位に関する取扱要領等の一部を改正する要領

改正理由

大学院教育学研究科の組織再編，センターの再編，委員会等の再編及び事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

大学院教育学研究科の組織再編，センターの再編，委員会等の再編及び事務組織の再編に伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理し，関係審議機関には報告事項とする。

東京学芸大学学位規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

平成31年規程第26号

東京学芸大学学位規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 東京学芸大学学位規程（昭和42年規程第14号）
(2) 東京学芸大学大学院教育学研究科長期履修学生規程（平成15年規程第８号）
(3) 東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程（昭和45年規程第２号）
(4) 東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程（昭和63年規程第３号）
(5) 国立大学法人東京学芸大学検定料の免除等に関する規程（平成24年規程第１号）
(6) 東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第２号）
(7) 東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）

東京学芸大学障がい学生支援室要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

東京学芸大学障がい学生支援室要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 東京学芸大学障がい学生支援室要項（平成26年２月27日制定）
(2) 東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項（平成23年３月24日制定）
(3) 東京学芸大学現職教員支援委員会現職教員支援実施部会要項（平成20年５月16日制定）
(4) 東京学芸大学附属学校内地研修員実施要項（平成21年７月28日制定）
(5) 東京学芸大学特任教員選考要項（平成18年12月７日制定）

大学教員の総合的業績評価実施基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

大学教員の総合的業績評価実施基準の一部を改正する基準

大学教員の総合的業績評価実施基準（平成18年４月１日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国費外国人留学生（国内採用）の選考等に関する申合せ等の一部を改正する申合せを次のように制定する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長
出　口　利　定

国費外国人留学生（国内採用）の選考等に関する申合せ等の
一部を改正する申合せ

次に掲げる申合せの一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 国費外国人留学生（国内採用）の選考等に関する申合せ（平成18年３月23日制定）
(2) 国費外国人留学生研究留学生（大学推薦）学内推薦順位に関する申合せ（平成19年３月28日制定）

東京学芸大学大学院学則第19条第１項ただし書きに規定する在学期間の特例の適用に関する内規等の一部を改正する内規を次のように制定する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

東京学芸大学大学院学則第19条第１項ただし書きに規定する在学期間の特例の適用に関する内規等の一部を改正する内規

次に掲げる内規の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 東京学芸大学大学院学則第19条第１項ただし書きに規定する在学期間の特例の適用に関する内規（平成７年12月21日制定）
(2) 東京学芸大学大学院学則第13条に規定する指導教員の決定及び役割等に関する教育学研究科における内規（平成10年３月26日制定）
(3) 東京学芸大学大学院教育学研究科ティーチング・アシスタント取扱内規（平成13年４月１日制定）
(4) 全学共通利用スペース使用内規（平成13年８月９日制定）

教職大学院と附属学校の人事に関する取扱いの一部を改正する取扱いを次のように制定する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

教職大学院と附属学校の人事に関する取扱いの一部を改正する取扱い

教職大学院と附属学校の人事に関する取扱い（平成24年２月６日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

教育学研究科入学前の既修得単位に関する取扱要領等の一部を改正する要領を次のように制定する。

平成31年４月26日

国立大学法人東京学芸大学長
出　口　利　定

教育学研究科入学前の既修得単位に関する取扱要領等の一部を改正する要領

次に掲げる要領の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 教育学研究科入学前の既修得単位に関する取扱要領（平成７年３月23日制定）
(2) 東京学芸大学大学院教育学研究科における単位互換制度実施要領（平成13年12月５日制定）
(3) 東京学芸大学大学院教育学研究科長期履修学生に関する取扱要領（平成15年２月19日制定）
(4) 教職大学院の課程の開設授業科目履修手続要領（平成28年２月15日制定）
(5) 東京学芸大学大学院教育学研究科学位論文又は課題研究の成果についての成果審査手続等要領

東京学芸大学学位規程の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>〔省略〕

第７条　修士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は，教育学とする。ただし，平成30年度以前の入学者で，学際的な領域等の研究を行い，特に希望する者については，指導教員の指導を受け，当該学系の教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学術と付記することができる。

〔省略〕

（教職修士（専門職）の学位の授与）
第３９条　学長は，教職修士（専門職）の学位を授与すべき者には，学位記（別紙様式Ⅴ）を交付する。

〔省略〕

別紙様式Ⅴ（教職修士（専門職））（第39条関係）

Degree Number:

Tokyo Gakugei University
Graduate School of Education

It is hereby certified that

having fulfilled all the requirements and having passed all the examinations has this day been duly admitted to the degree of

Master of Education in Teaching

The Official Seal of the University has been hereunto affixed
this　　th day of　　.</td><td>教職第　　号

学 位 記

氏　名

本学大学院教育学研究科教育実践専門職高度化専攻教職大学院の課程において所定の単位を修得したので教職修士（専門職）の学位を授与する

年　月　日</td></tr>
<tr><td>〔省略〕

第７条　修士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は，教育学とする。ただし，学際的な領域等の研究を行い，特に希望する者については，指導教員の指導を受け，当該学系の教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学術と付記することができる。

〔省略〕

（教職修士（専門職）の学位の授与）
第３９条　学長は，教職修士（専門職）の学位を授与すべき者には，学位記（別紙様式Ⅴ）を交付する。

〔省略〕

別紙様式Ⅴ（教職修士（専門職））（第39条関係）

Degree Number:

Tokyo Gakugei University
Graduate School of Education

It is hereby certified that

having fulfilled all the requirements and having passed all the examinations has this day been duly admitted to the degree of

Master of Education in Teaching

The Official Seal of the University has been hereunto affixed
this　　th day of　　.</td><td>教職第　　号

学 位 記

氏　名

本学大学院教育学研究科教育実践創成専攻教職大学院の課程において所定の単位を修得したので教職修士（専門職）の学位を授与する

年　月　日</td></tr>
</table>

大学印 President of the University 東京学芸大学長 学長印 〔省略〕 附　則 この規程は，平成31年４月26日から施行し，平成31年度入学者から適用する。	大学印 President of the University 東京学芸大学長 学長印 〔省略〕

東京学芸大学大学院教育学研究科長期履修学生規程の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>（趣旨）
第１条　この規程は，東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第１号）第10条第３項の規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し，必要な事項を定める。

〔省略〕

（申請手続）
第３条　長期履修学生を希望する者（以下「希望者」という。）は，長期履修申請書（別紙様式１）に指導教員の意見を添えて，別に定める期間内に学長に申請するものとする。ただし，希望者が新入生の場合にあっては，指導教員の意見は要しないものとする。

〔省略〕

（履修期間短縮の申請手続）
第５条　長期履修学生は，履修期間の短縮を希望する場合は，長期履修期間短縮申請書（別紙様式２）に指導教員の意見を添えて，別に定める期間内に学長に申請するものとする。

〔省略〕

（別紙様式１）
長期履修申請書
<table><tr><td>ふりがな
氏　　名
（学籍番号）</td><td>印　　（Ｍ　　―　　）</td></tr><tr><td>所　属</td><td>専攻　　プログラム</td></tr></table>
〔省略〕

（別紙様式２）
長期履修期間短縮申請書</td><td>（趣旨）
第１条　この規程は，東京学芸大学大学院学則（平成16年学則第１号）第10条第４項の規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し，必要な事項を定める。

〔省略〕

（申請手続）
第３条　長期履修学生を希望する者（以下「希望者」という。）は，長期履修申請書（別紙様式１）に指導教員の意見を添えて，別に定める期間内に学長に申請するものとする。ただし，希望者が新入生の場合にあっては，指導教員の意見は要しないものとする。

〔省略〕

（履修期間短縮の申請手続）
第５条　長期履修学生は，履修期間の短縮を希望する場合は，長期履修期間短縮申請書（別紙様式２）に指導教員の意見を添えて，別に定める期間内に学長に申請するものとする。

〔省略〕

（別紙様式１）
長期履修申請書
<table><tr><td>ふりがな
氏　　名
（学籍番号）</td><td>印　　（Ｍ　　―　　）</td></tr><tr><td>専攻・コース・サブコース</td><td>専攻　　コース　　サブコース</td></tr></table>
〔省略〕

（別紙様式２）
長期履修期間短縮申請書</td></tr>
</table>

ふりがな 氏　　名 (学籍番号)	印　　（M　　—　　）
所　属	専攻　　プログラム

〔省略〕

附　則

この規程は，平成31年４月26日から施行し，平成31年度入学者から適用する。

ふりがな 氏　　名 (学籍番号)	印　　（M　　—　　）
専攻・コース・サブコース	専攻　　コース　　サブコース

〔省略〕

東京学芸大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （申請及び申請に係る徴収猶予） 第６条　第３条第１号，第２号又は第４号の規定により授業料の免除を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は，授業料免除願（様式第１号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に所得証明書（市区町村所定の様式）その他必要な書類を添えて，各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。 ２・３　〔省略〕 〔省略〕 （申請） 第１３条　第１０条及び前条により授業料の徴収猶予又は分納を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は，授業料徴収猶予願又は授業料分納願（様式第２号）及び家庭調書に所得証明書（市区町村所定の様式）その他必要な書類を添えて，各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。 ２　〔省略〕 〔省略〕 （出願の手続） 第１７条　第１５条第１号の規定により寄宿料の免除を受けようとする学生は，寄宿料免除願（様式第３号）を学長に提出しなければならない。 ２　〔省略〕 〔省略〕 様式第１号	〔省略〕 （申請及び申請に係る徴収猶予） 第６条　第３条第１号，第２号又は第４号の規定により授業料の免除を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は，授業料免除願（様式第１号）並びに家族状況及び家計状況等を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に所得証明書（市区町村所定の様式）その他必要な書類を添えて，各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。 ２・３　〔省略〕 〔省略〕 （申請） 第１３条　第１０条及び前条により授業料の徴収猶予又は分納を受けようとする学生（やむを得ない事情があると本学が認めた場合は当該学生の保証人）は，授業料徴収猶予願又は授業料分納願（様式第２号）及び家庭調書に所得証明書（市区町村所定の様式）その他必要な書類を添えて，各期に公示する期日までに学長に提出しなければならない。 ２　〔省略〕 〔省略〕 （出願の手続） 第１７条　第１５条第１号の規定により寄宿料の免除を受けようとする学生は，寄宿料免除願（様式第３号）を学長に提出しなければならない。 ２　〔省略〕 〔省略〕 様式第１号

授　業　料　免　除　願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

□教育学部　　類　　専攻　　年入学
□大学院　　課程　　専攻　　年入学
□特別専攻科　　専攻　　年入学

〔省略〕

様式第２号

授　業　料　　□徴収猶予願
　　□分　納　願
※該当する□に１つレ印を入れること。
記入が無い場合は受け付けないので注意すること。

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

□教育学部　　類　　専攻　　年入学
□大学院　　課程　　専攻　　年入学
□特別専攻科　　専攻　　年入学

〔省略〕

様式第３号

寄　宿　料　免　除　願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　　殿

授　業　料　免　除　願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

□教育学部　　類　　専攻　　年入学
□大学院　※（修士・博士）　専攻　　年入学
□特別専攻科　　専攻　　年入学
※該当する方を○で囲むこと。

〔省略〕

様式第２号

授　業　料　　□徴収猶予願
　　□分　納　願
※該当する□に１つレ印を入れること。
記入が無い場合は受け付けないので注意すること。

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

□教育学部　　類　　専攻　　年入学
□大学院　※（修士・博士）　専攻　　年入学
□特別専攻科　　専攻　　年入学
※該当する方を○で囲むこと。

〔省略〕

様式第３号

寄　宿　料　免　除　願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　　殿

□教育学部　　類　　専攻　　年入学 □大学院　　課程　　専攻　　年入学 〔省略〕 附　則 この規程は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	□教育学部　　類　　専攻　　年入学 □大学院　※（修士・博士）　　専攻　　年入学 ※該当する方を○で囲むこと。 〔省略〕

東京学芸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（申請） 第５条　第２条並びに第３条第１号から第３号及び第５号の規定による免除を受けようとする者は，入学料免除願（様式第１－１号）並びに家族状況及び家計状況を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に，次の各号に掲げる書類を添付して，入学手続期間内に学長に申請しなければならない。 (1)～(4)　〔省略〕 ２　〔省略〕	（申請） 第５条　第２条並びに第３条第１号から第３号及び第５号の規定による免除を受けようとする者は，入学料免除願（様式第１－１号）並びに家族状況及び家計状況を記入した所定の様式（以下「家庭調書」という。）に，次の各号に掲げる書類を添付して，入学手続期間内に学長に申請しなければならない。 (1)～(4)　〔省略〕 ２　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
（申請） 第８条　前条の規定による徴収猶予を受けようとする者は，入学料徴収猶予願（様式第１－２号）及び家庭調書に，次の各号に掲げる書類を添付して，入学手続期間内に学長に申請しなければならない。 ２　〔省略〕	（申請） 第８条　前条の規定による徴収猶予を受けようとする者は，入学料徴収猶予願（様式第１－２号）及び家庭調書に，次の各号に掲げる書類を添付して，入学手続期間内に学長に申請しなければならない。 ２　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
様式第１－１号	様式第１－１号
入　学　料　免　除　願	入　学　料　免　除　願
平成　　年　　月　　日 東京学芸大学長　　殿	平成　　年　　月　　日 東京学芸大学長　　殿
□教育学部　　類　　専攻　　年入学 □大学院　　課程　　専攻　　年入学 □特別専攻科　　専攻　　年入学	□教育学部　　類　　専攻　　年入学 □大学院　※（修士・博士）　専攻　　年入学 □特別専攻科　　専攻　　年入学 ※該当する方を○で囲むこと。
〔省略〕	〔省略〕

様式第１－２号

入　学　料　徴　収　猶　予　願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

□教育学部　　類　　専攻　　年入学
□大学院　　課程　　専攻　　年入学
□特別専攻科　　専攻　　年入学

〔省略〕

〔省略〕

附　則

この規程は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。

様式第１－２号

入　学　料　徴　収　猶　予　願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

□教育学部　　類　　専攻　　年入学
□大学院　　※（修士・博士）　　専攻　　年入学
□特別専攻科　　専攻　　年入学

※該当する方を○で囲むこと。

〔省略〕

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学検定料の免除等に関する規程の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（免除の要件） 第３条　入学検定料は，志願者が次の各号のいずれかに該当する場合に，それぞれ全額を免除することができる。 (1) 学資負担者が激甚災害により被災し，居住家屋等について地方公共団体が行う全壊（全焼，全流失を含む。），半壊（半焼を含む。）又は一部損壊の証明書を得ることができる者 (2) 学資負担者が激甚災害により死亡又は行方不明・重症の者 (3) 学資負担者が激甚災害により，勤務先（会社や自営業等ほか，田畑，漁業船舶等を含む。）が被災したことで，収入が見込めなくなった者 (4) 日本政府（文部科学省）国費外国人留学生として各入学試験に出願する者（ただし，各入学試験に合格しなかった者は除く。） (5) 大学院連合学校教育学研究科を構成する大学の大学院教育学研究科から引き続き進学のため大学院連合学校教育学研究科（博士課程）入学試験に出願する者 (6) その他学長が必要と認めた者	（免除の要件） 第３条　入学検定料は，志願者が次の各号の一に該当する場合に，それぞれ全額を免除することができる。 (1) 学資負担者が激甚災害により被災し，居住家屋等について地方公共団体が行う全壊（全焼，全流失を含む。），半壊（半焼を含む。）又は一部損壊の証明書を得ることができる者 (2) 学資負担者が激甚災害により死亡又は行方不明・重症の者 (3) 学資負担者が激甚災害により，勤務先（会社や自営業等ほか，田畑，漁業船舶等を含む。）が被災したことで，収入が見込めなくなった者 (4) 日本政府（文部科学省）国費外国人留学生として各入学試験に出願する者（ただし，各入学試験に合格しなかった者は除く。） (5) 大学院連合学校教育学研究科を構成する大学の研究科（修士課程）から引き続き進学のため大学院連合学校教育学研究科（博士課程）入学試験に出願する者 (6) その他学長が必要と認めた者
（免除の願い出） 第４条　入学検定料の免除を受けようとする者は，各入学試験の出願期間開始日から１週間前の日までに，検定料免除申請書（別紙様式１）に学資負担者の居住する市区町村の発行する証明書を添えて，学長に願い出るものとする。	（免除の願い出） 第４条　入学検定料の免除を受けようとする者は，各入学試験の出願期間開始日から１週間前の日までに，検定料免除申請書（別紙様式１）に学資負担者の居住する市区町村の発行する証明書を添えて，学長に願い出るものとする。
〔省略〕	〔省略〕
（別紙様式１） 平成　年　月　日 東京学芸大学長殿 平成○○年度　検定料免除申請書	（別紙様式１） 平成　年　月　日 東京学芸大学長殿 平成○○年度　検定料免除申請書

下記のとおり，平成〇〇年度東京学芸大学入学検定料の免除を申請いたします。 出願入試区分 （既に終了した入試を含む） ※以下の学部学科／研究科・入試区分のうち該当するものに〇をつけてください。 １．学部（一般） ２．推薦、スーパーアスリート推薦 ３．帰国生、私費外国人留学生、編入学 ４．大学院教育学研究科（修士）／（教職大学院） ５．大学院連合学校教育学研究科（博士） ６．特別支援教育特別専攻科 〔省略〕 〔省略〕 附　則 この規程は，平成31年４月26日から施行し，平成31年度大学院教育学研究科入学試験から適用する。	下記のとおり，平成〇〇年度東京学芸大学入学検定料の免除を申請いたします。 出願入試区分 （既に終了した入試を含む） ※以下の学部学科／研究科・入試区分のうち該当するものに〇をつけてください。 １．学部（一般） ２．推薦、スーパーアスリート推薦 ３．帰国生、私費外国人留学生、編入学 ４．大学院教育学研究科（修士）／教育実践創成専攻（教職大学院） ５．大学院連合学校教育学研究科（博士） ６．特別支援教育特別専攻科 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学有害廃棄物取扱規程の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編及びセンターの再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改正

〔省略〕

（定義）

第３条　〔省略〕

２　この規程において「部局」とは，各学系，教職大学院，次世代教育研究センター，留学生センター，保健管理センター，ＩＣＴセンター，学生支援センター，環境教育研究センター，国際教育センター，特別支援教育・教育臨床サポートセンター，理科教員高度支援センター，教育インキュベーションセンター，教員養成開発連携センター，放射性同位元素総合実験施設及び各附属学校をいう。

〔省略〕

（有害廃棄物管理指導責任者）

第７条　有害廃棄物管理指導責任者は，別表第２に掲げる部局，講座・分野等の区分ごとに有害廃棄物管理責任者が指名する講座主任等各１名とし，次の職務を行う。

(1)・(2)　〔省略〕

〔省略〕

別表第２

有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧

部局	学部・大学院の研究組織	
	講座	分野
〔省略〕		
教職大学院	教育実践創成	
次世代教育研究センター		
留学生センター		
保健管理センター		
ＩＣＴセンター		
学生支援センター		

現行

〔省略〕

（用語の定義）

第２条　〔省略〕

２　この規程において「部局」とは，各学系，教職大学院，環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，理科教員高度支援センター，学生支援センター，教員養成開発連携センター，放射性同位元素総合実験施設及び各附属学校をいう。

〔省略〕

（有害廃棄物管理指導責任者）

第７条　有害廃棄物管理指導責任者は，別表第２に掲げる部局，講座・分野等の区分ごとに有害廃棄物管理責任者が指名する講座主任等各１名とし，次の職務を行う。

(1)・(2)　〔省略〕

〔省略〕

別表第２

有害廃棄物管理指導責任者配置部局等一覧

学系	学部・大学院の研究組織	
	講座	分野
〔省略〕		
教職大学院	教育実践創成専攻	
環境教育センター		
教育実践研究支援センター		
留学生センター		
国際教育センター		
教員養成カリキュラム開発研究センター		

環境教育研究センター		
国際教育センター		
特別支援教育・教育臨床サポートセンター		
理科教員高度支援センター		
教育インキュベーションセンター		
教員養成開発連携センター		
放射性同位元素総合実験施設		
〔省略〕		

附　則

この規程は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。

保健管理センター		
情報処理センター		
理科教員高度支援センター		
放射性同位元素総合実験施設		
学生支援センター		
教員養成開発連携センター		
〔省略〕		

教授会規程の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編及び事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（教授会の役割） 第２条　教授会は，学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 ⑴ 学生（当該学系が所管する群，特別支援教育特別専攻科及び大学院教育学研究科の専攻に所属する学生をいう。以下同じ。）の入学，卒業，修了に関する事項 ⑵ 学位の授与に関する事項 ⑶ 前２号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ２　〔省略〕	（教授会の役割） 第２条　教授会は，学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 ⑴ 学生（当該学系が所管する群，特別支援教育特別専攻科及び大学院教育学研究科の専攻（総合教育開発専攻にあっては，コース）に所属する学生をいう。以下同じ。）の入学，卒業，修了に関する事項 ⑵ 学位の授与に関する事項 ⑶ 前２号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ２　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
（庶務） 第１１条　教授会の庶務は，財務・研究推進部学系支援課が処理する。	（庶務） 第１１条　教授会の庶務は，教育研究支援部学系支援課が処理する。
〔省略〕	〔省略〕
附　則 この規程は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	

東京学芸大学障がい学生支援室要項の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （個別支援チーム） 第７条　障がい学生の支援を円滑に実施するため，室の下に，個別支援チーム（以下「チーム」という。）を置くことができる。 ２　〔省略〕 〔省略〕 （組織） 第９条　チームは，次に掲げる者をもって組織する。 (1) 受入教室主任（教育学研究科にあっては，受入専攻代表（教育実践専門職高度化専攻及び教育支援協働実践開発専攻にあってはプログラム代表（サブプログラムを有する場合は，サブプログラム代表）），連合学校教育学研究科にあっては，受入連合講座主任（本学の教員でない場合は，本学の受入連合講座部会代表者），特別支援教育特別専攻科にあっては，特別支援教育特別専攻科主任） (2) 第４条第１項に定める室員から選出された者　１名 (3) 当該学生の指導教員（教育学研究科及び連合学校教育学研究科にあっては，主指導教員。ただし，連合学校教育学研究科にあっては，主指導教員が本学の教員である場合に限る。） (4) 学務課副課長 (5) 学生課副課長 (6) その他必要に応じて室長が委嘱する者　若干名 〔省略〕 附　則 この要項は、平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 （個別支援チーム） 第７条　障がい学生の支援を円滑に実施するため，室の下に，個別支援チーム（以下「チーム」という。）を置くことができる。 ２　〔省略〕 〔省略〕 （組織） 第９条　チームは，次に掲げる者をもって組織する。 (1) 受入教室主任（教育学研究科にあっては，受入コース代表（総合教育開発専攻でサブコースを有する場合は，受入サブコース代表），連合学校教育学研究科にあっては，受入連合講座主任（本学の教員でない場合は，本学の受入連合講座部会代表者），特別支援教育特別専攻科にあっては，特別支援教育特別専攻科主任） (2) 第４条第１項に定める室員から選出された者　１名 (3) 当該学生の指導教員（教育学研究科及び連合学校教育学研究科にあっては，主指導教員。ただし，連合学校教育学研究科にあっては，主指導教員が本学の教員である場合に限る。） (4) 学務課副課長 (5) 学生課副課長 (6) その他必要に応じて室長が委嘱する者　若干名 〔省略〕

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還等に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（申請） 第２条　給付金の貸与を希望する者は，教員養成高度化プロジェクト特別給付金申請書（別紙様式１），誓約書（別紙様式２）その他必要な書類を添えて，別途指定する日までに学長に提出しなければならない。	（申請） 第２条　給付金の貸与を希望する者は，教員養成高度化プロジェクト特別給付金申請書（別紙様式１），誓約書（別紙様式２）その他必要な書類を添えて，別途指定する日までに学長に提出しなければならない。
〔省略〕	〔省略〕
（教員就職に係る返還免除） 第５条　〔省略〕 ２　〔省略〕 ３　返還の免除を希望する者は，教員に就職後１月以内に特別給付金返還免除願（別紙様式４），就職先の学校長が発行する在職証明書及び辞令（人事異動通知書等）の写しを提出し，学長の許可を得なければならない。 ４　〔省略〕	（教員就職に係る返還免除） 第５条　〔省略〕 ２　〔省略〕 ３　返還の免除を希望する者は，教員に就職後１月以内に特別給付金返還免除願（別紙様式４），就職先の学校長が発行する在職証明書及び辞令（人事異動通知書等）の写しを提出し，学長の許可を得なければならない。 ４　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
（返還猶予の願い出） 第８条　給付要項第７条第２項の規定により給付金の返還の猶予を希望する者は，別途指定する日までに特別給付金返還猶予願（別紙様式５）を提出し，学長の許可を得なければならない。 ２・３　〔省略〕	（返還猶予の願い出） 第８条　給付要項第７条第２項の規定により給付金の返還の猶予を希望する者は，別途指定する日までに特別給付金返還猶予願（別紙様式５）を提出し，学長の許可を得なければならない。 ２・３　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
別紙様式　１	別紙様式　１
東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金申請書	東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金申請書
東京学芸大学長　　殿	東京学芸大学長　　殿

「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金に関する要項」及び「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」に基づき、連帯保証人と連署のうえ、関係書類を添えて申請します。

平成　　年　　月　　日

本　人　　大学院教育学研究科　　専　攻
プログラム

〔省略〕

〔省略〕

別紙様式　4

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金返還免除願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第５条及び第６条に基づき，提出関係書類を添えて申請します。
１．氏　名
２．大学院教育学研究科在学時の専攻・プログラム名
専攻　　プログラム
〔省略〕

別紙様式　5

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金返還猶予願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取

「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金に関する要項」及び「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」に基づき、連帯保証人と連署のうえ、関係書類を添えて申請します。

平成　　年　　月　　日

本　人　　大学院教育学研究科　　専　攻
コース
サブコース

〔省略〕

〔省略〕

別紙様式　4

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金返還免除願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第５条及び第６条に基づき，提出関係書類を添えて申請します。
１．氏　名
２．大学院教育学研究科在学時の専攻・コース・サブコース名
専攻　　コース　　サブコース
〔省略〕

別紙様式　5

東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金返還猶予願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト特別給付金の申請及び返還に関する取

扱要項」第８条に基づき，提出関係書類を添えて申請します。 １．氏　名 ２．大学院教育学研究科在学時の専攻・プログラム名 専攻　　プログラム 〔省略〕 〔省略〕 附　則 この要項は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。ただし，平成28年度までに新教員養成コースに登録し，新教員養成コース特別選抜を経て教育学研究科に入学した者については，なお，従前の例による。	扱要項」第８条に基づき，提出関係書類を添えて申請します。 １．氏　名 ２．大学院教育学研究科在学時の専攻・コース・サブコース名 専攻　　コース　　サブコース 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学現職教員支援委員会現職教員支援実施部会要項の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　部会は、次に掲げる委員で組織する。 ⑴ 学長が指名する副学長 ⑵ 大学院教育学研究科の各専攻（教育実践専門職高度化専攻にあっては各プログラム（教科領域指導プログラムにあっては各サブプログラム））から選出された教員　各１名 ⑶ 学長が指名する副学長が委嘱する者　若干名 ⑷ 教育企画課長 （任期） 第５条　前条第２号及び第３号の委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。 〔省略〕 附　則 １　この要項は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。 ２　この要項の適用日の前日において，現に改正前の東京学芸大学現職教員支援委員会現職教員支援実施部会要項第４条第２号の委員である者のうち，第４条第１号の委員が指名する１６名を改正後の要項第４条第２号の委員とみなし，その任期は，第５条の規定にかかわらず，当該委員の残任期間とする。	〔省略〕 （組織） 第４条　部会は、次に掲げる委員で組織する。 ⑴ 学長が指名する副学長 ⑵ 大学院教育学研究科の各専攻（総合教育開発専攻にあっては各コース）から選出された教員　各１名 ⑶ 学長が指名する副学長が委嘱する者　若干名 ⑷ 教育企画課長 （任期） 第５条　前条第２号及び第３号の委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。 〔省略〕

東京学芸大学附属学校内地研修員実施要項の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（研修期間） 第３条　附属学校内地研修員の研修期間は２年（教職大学院１年履修プログラムを履修する場合は１年）とする。	（研修期間） 第３条　附属学校内地研修員の研修期間は２年（短期特別コースを履修する場合は１年）とする。
（研修方法） 第４条　附属学校内地研修員は，原則として，東京学芸大学大学院教育学研究科に入学する方法により研修に従事するものとする。 ２　附属学校内地研修員は，大学院設置基準第14条に定める特例により，修業年限の２年のうち１年次はフルタイムで研修に従事し，２年次は在職校に復帰し，勤務を続けながら研修に従事するものとする。ただし，教職大学院１年履修プログラムを履修する場合は，修業年限の１年をフルタイムで研修に従事するものとする。	（研修方法） 第４条　附属学校内地研修員は，原則として，東京学芸大学大学院教育学研究科に入学する方法により研修に従事するものとする。 ２　附属学校内地研修員は，大学院設置基準第14条に定める特例により，修業年限の２年のうち１年次はフルタイムで研修に従事し，２年次は在職校に復帰し，勤務を続けながら研修に従事するものとする。ただし，短期特別コースを履修する場合は，修業年限の１年をフルタイムで研修に従事するものとする。
〔省略〕	〔省略〕
附　則 この要項は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	

東京学芸大学特任教員選考要項の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編及び委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（選考） 第３条　各教室において，特任教員の配置を必要とするときは，特任教員の配置申請について（様式第１）により，当該教室が所属する群を所管する学系長を通じて，学長に配置申請を行い，教員人事会議の承認を得なければならない。 ２　〔省略〕	（選考） 第３条　各教室において，特任教員の配置を必要とするときは，特任教員の配置申請について（様式第１）により，当該教室が所属する群を所管する学系長を通じて，学長に配置申請を行い，教員人事委員会の承認を得なければならない。 ２　〔省略〕
（選考手続等） 第４条　〔省略〕 ２～６　〔省略〕 ７　学系長は，特任教員候補者を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは，特任教員候補者選考調書（様式第３）（前項の規定により選考を省略した場合は除く。）及び特任教員候補者選考結果報告書（様式第４の１）（前項の規定により選考を省略した場合は，特任教員候補者選考結果報告書（様式第４の２）により，選考結果を学長，教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。	（選考手続等） 第４条　〔省略〕 ２～６　〔省略〕 ７　学系長は，特任教員候補者を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは，特任教員候補者選考調書（様式第３）（前項の規定により選考を省略した場合は除く。）及び特任教員候補者選考結果報告書（様式第４の１）（前項の規定により選考を省略した場合は，特任教員候補者選考結果報告書（様式第４の２）により，選考結果を学長，教員人事委員会及び教授会に報告しなければならない。
〔省略〕	〔省略〕
（教育実践専門職高度化専攻に配置する特任教員） 第１２条　この要項の規定にかかわらず，教育実践専門職高度化専攻に配置する特任教員の選考については，東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年１月28日制定）の定めるところによるものとする。	（教育実践創成専攻に配置する特任教員） 第１２条　この要項の規定にかかわらず，教育実践創成専攻に配置する特任教員の選考については，東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年１月28日制定）の定めるところによるものとする。
〔省略〕	〔省略〕

附　則 この要項は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	

大学教員の総合的業績評価実施基準の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編及び委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（評価項目及び評価基準の作成） 第２　総合的業績評価の評価項目については，別紙１「総合的業績評価の評価項目一覧」によるものとする。 ２　総合的業績評価の評価基準については，別紙２「総合的業績評価基準」によるものとする。 ３　総合的業績評価は，別紙２の評価基準を基に評価指針第７に定める領域ごとに行い，各領域の個人評点による数値評価とする。	（評価項目及び評価基準の作成） 第２　総合的業績評価の評価項目については，別紙１「総合的業績評価の評価項目一覧」によるものとする。 ２　総合的業績評価の評価基準については，別紙２「総合的業績評価基準」によるものとする。 ３　総合的業績評価は，別紙２の評価基準を基に評価指針第７に定める領域ごとに行い，各領域の個人評点による数値評価とする。
（評価に係る組織等の役割） 第３　総合的業績評価に係る組織等の役割は，次に掲げるとおりとする。 １～３　〔省略〕 ４　戦略評価推進本部 学系別報告書を全学的見地から総合的に分析した全学報告書（以下「全学報告書」という。）の原案作成及び役員会への提出 ５・６　〔省略〕	（評価に係る組織等の役割） 第３　総合的業績評価に係る組織等の役割は，次に掲げるとおりとする。 １～３　〔省略〕 ４　戦略評価室 学系別報告書を全学的見地から総合的に分析した全学報告書（以下「全学報告書」という。）の原案作成及び役員会への提出 ５・６　〔省略〕
（評価の実施手順） 第４　総合的業績評価は，次の手順で実施する。 １～７　〔省略〕 ８　役員会は，戦略評価推進本部に対して，全学報告書の原案作成を依頼する。 ９　戦略評価推進本部は，全学報告書の原案を作成し，役員会に提出する。	（評価の実施手順） 第４　総合的業績評価は，次の手順で実施する。 １～７　〔省略〕 ８　役員会は，戦略評価室に対して，全学報告書の原案作成を依頼する。 ９　戦略評価室は，全学報告書の原案を作成し，役員会に提出する。
〔省略〕	〔省略〕
別紙１ 総合的業績評価の評価項目一覧	別紙１ 総合的業績評価の評価項目一覧

（大学教員用）

Ⅰ　〔省略〕

Ⅱ　評価項目

【教育活動領域の評価項目】

〔省略〕

【研究活動領域の評価項目】

〔省略〕

【社会貢献活動領域の評価項目】

〔省略〕

【大学の運営活動領域の評価項目】

評　価　項　目　一　覧
（1）〔省略〕
（2）　所属部局等における実績 1）講座主任，教室主任，専攻代表 2）分野主任，プログラム代表，サブプログラム代表 3）留学生センター，学生支援センターにおける兼任教員 4）キャンパスライフ委員会における相談員
（3）・（4）〔省略〕

別紙２

総合的業績評価基準

（大学教員用）

教育活動領域評価基準

【教育活動領域の評価項目】	評価基準
1　教育に関する活動	
（1）～（3）　〔省略〕	〔省略〕
（4）　修士論文（課題研究含む）の指導実績	（修士課程） 実績ありの場合：主査数1～2人＝1，主査数3人以上＝2，実績なしの場合＝0 （教職大学院） 実績ありの場合：課題研究の指導学生数1～2人＝1，課題研究の指導学生数3人以上＝2，実績なしの場合＝0

（大学教員用）

Ⅰ　〔省略〕

Ⅱ　評価項目

【教育活動領域の評価項目】

〔省略〕

【研究活動領域の評価項目】

〔省略〕

【社会貢献活動領域の評価項目】

〔省略〕

【大学の運営活動領域の評価項目】

評　価　項　目　一　覧
（1）〔省略〕
（2）　所属部局等における実績 1）講座主任，教室主任，専攻代表 2）分野主任，コース代表，サブコース代表 3）留学生センター，学生支援センターにおける兼任教員 4）キャンパスライフ委員会における相談員
（3）・（4）〔省略〕

別紙２

総合的業績評価基準

（大学教員用）

教育活動領域評価基準

【教育活動領域の評価項目】	評価基準
1　教育に関する活動	
（1）～（3）　〔省略〕	〔省略〕
（4）　修士論文（課題研究含む）の指導実績	（修士課程） 実績ありの場合：主査数1～2人＝1，主査数3人以上＝2，実績なしの場合＝0 （教職大学院） 実績ありの場合：課題研究ⅡA・Bの指導学生数1～2人＝1，課題研究ⅡA・Bの指導学生数3人以上＝2，実績なしの場合＝0

（5）～（１０）　〔省略〕	〔省略〕
２・３　〔省略〕	〔省略〕

研究活動領域評価基準

〔省略〕

社会貢献活動領域評価基準

〔省略〕

大学の運営活動領域評価基準

【大学の運営活動領域の評価項目】	評価基準
（1）　〔省略〕	〔省略〕
（2）　所属部局等における実績	
1）〔省略〕	〔省略〕
2）　分野主任，プログラム代表，サブプログラム代表	〔省略〕
3）・4）　〔省略〕	〔省略〕
（3）・（4）　〔省略〕	〔省略〕

附　則

この基準は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。

（5）～（１０）　〔省略〕	〔省略〕
２・３　〔省略〕	〔省略〕

研究活動領域評価基準

〔省略〕

社会貢献活動領域評価基準

〔省略〕

大学の運営活動領域評価基準

【大学の運営活動領域の評価項目】	評価基準
（1）　〔省略〕	〔省略〕
（2）　所属部局等における実績	
1）〔省略〕	〔省略〕
2）　分野主任，コース代表，サブコース代表	〔省略〕
3）・4）　〔省略〕	〔省略〕
（3）・（4）　〔省略〕	〔省略〕

国費外国人留学生（国内採用）の選考等に関する申合せの一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編及び委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 Ⅲ. 選考時期 選考時期は，原則として毎年11月とする。 Ⅳ. 選考 選考は，国際戦略推進本部が行う。 〔省略〕 Ⅵ. 選考方法 １　推薦者の選考 ⑴【学部留学生】 〔省略〕 ⑵【研究留学生】 応募時にアからオのいずれかに該当する者を対象に， ・学部在籍者についてはＧＰＡに基づいて， ・博士課程在籍者及び研究生については春期の私費外国人奨学生の選考結果（点数化した奨学金受給額を除く）に基づいて， ・修士課程在籍者については，各専攻会議の議を経て，各専攻代表が１名を上限として国際戦略推進本部に推薦（所定の推薦書使用）した結果に基づいて， 国際戦略推進本部は，書類審査により面接試験対象者を選考する。当該面接試験結果により，文部科学省への推薦者及び推薦順位を決定する。 ア～オ　〔省略〕	〔省略〕 Ⅲ. 選考時期 選考は，原則として毎年11月に行う。 Ⅳ. 選考委員会 選考委員会は，国際戦略推進本部留学プログラム実施部会委員をもって組織する。 〔省略〕 Ⅵ. 選考方法 １　推薦者の選考 ⑴【学部留学生】 〔省略〕 ⑵【研究留学生】 応募時にアからオのいずれかに該当する者を対象に， ・学部在籍者についてはＧＰＡに基づいて， ・博士課程在籍者及び研究生については春期の私費外国人奨学生の選考結果（点数化した奨学金受給額を除く）に基づいて， ・修士課程在籍者については，各コース（国際理解教育コースはサブコース（以下「サブコース」という。））会議の議を経て，各コース（サブコース）代表が１名を上限として選考委員会に推薦（所定の推薦書使用）した結果に基づいて， 選考委員会は，書類審査により面接試験対象者を選考する。当該面接試験結果により，文部科学省への推薦者及び推薦順位を決定する。 ア～オ　〔省略〕

〔省略〕 3　面接試験対象者を決定する選考基準 上記１の(1)及び(2)に係る面接試験対象者を決定する選考基準は，応募状況を勘案し，その都度国際戦略推進本部が定める。 〔省略〕 附　則 この申合せは，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 3　面接試験対象者を決定する選考基準 上記１の(1)及び(2)に係る面接試験対象者を決定する選考基準は，応募状況を勘案し，その都度国際戦略推進本部留学プログラム実施部会で基準を定める。 〔省略〕

国費外国人留学生　研究留学生（大学推薦）学内推薦順位に関する申合せの一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編及び委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
Ⅱ．選考時期 選考時期は，募集締め切り後の３月を原則とする。	Ⅱ．選考時期 選考は，募集締め切り後の３月を原則とする。
Ⅲ．選考 選考は，国際戦略推進本部が行う。	Ⅲ．選考委員会 選考委員会は，国際戦略推進本部留学プログラム実施部会委員をもって組織する。
Ⅳ．選考方法 応募者全員に対し，下記上位事項から配点に基づき選考し，同位の場合は次位の事項で選考し，推薦順位を決定する。 （１）　受入予定大学院専攻・プログラムからの総合成績評価に関する報告（報告判断点） ５　是非とも積極的に受け入れたい ４　積極的に受け入れたい ３　所定の条件を満たしているので受け入れる ２　特に要請があれば受け入れてもよい １　受け入れることはできない （２）～（５）　〔省略〕	Ⅳ．選考方法 応募者全員に対し，下記上位事項から配点に基づき選考し，同位の場合は次位の事項で選考し，推薦順位を決定する。 （１）　受入予定大学院コースからの総合成績評価に関する報告（報告判断点） ５　是非とも積極的に受け入れたい ４　積極的に受け入れたい ３　所定の条件を満たしているので受け入れる ２　特に要請があれば受け入れてもよい １　受け入れることはできない （２）～（５）　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
附　則 この申合せは，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	

東京学芸大学大学院学則第19条第１項ただし書きに規定する在学期間の特例の適用に関する内規の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改正

〔省略〕

4　主指導教員は，当該専攻・プログラム（サブプログラム）に所属する学生について，在学期間の特例の適用を受けようとする場合には，在学期間特例適用申請書（様式第１）により，当該学生の入学年度の８月末日までに研究科長に願い出るものとする。

〔省略〕

6　審査委員会の委員長は，審査結果を当該学生の入学年度の９月25日（その日が土曜日に当たる場合はその前日，日曜日にあたる場合はその前々日）までに在学期間特例適用審査結果報告書（様式第２）により研究科長に報告しなければならない。

〔省略〕

様式第１

在学期間特例適用申請書

申請年月日	年　月　日	申請専攻名	専攻 プログラム
東京学芸大学大学院 教育学研究科長　殿 主指導教員氏名　印			
本専攻・プログラム（サブプログラム）所属学生について，東京学芸大学大学院学則第19条第１項ただし書に規定する在学期間の特例の適用を受けたく次のとおり申請いたします。			
１・２　〔省略〕 ３　添付書類			

現行

〔省略〕

4　主指導教員は，当該専攻・コース（サブコース）に所属する学生について，在学期間の特例の適用を受けようとする場合には，在学期間特例適用申請書（様式第１）により，当該学生の入学年度の８月末日までに研究科長に願い出るものとする。

〔省略〕

6　審査委員会の委員長は，審査結果を当該学生の入学年度の９月25日（その日が土曜日に当たる場合はその前日，日曜日にあたる場合はその前々日）までに在学期間特例適用審査結果報告書（様式第２）により研究科長に報告しなければならない。

〔省略〕

様式第１

在学期間特例適用申請書

申請年月日	年　月　日	申請専攻　コース・ サブコース	専攻　コース サブコース
東京学芸大学大学院 教育学研究科長　殿 主指導教員氏名　印			
本専攻・コース・サブコース所属学生について，東京学芸大学大学院学則第19条第１項ただし書に規定する在学期間の特例の適用を受けたく次のとおり申請いたします。			
１・２　〔省略〕 ３　添付書類			

(1) 履歴書　(2) 研究業績目録(別紙１)　(3) 在学期間・履修状況調書(別紙２)　(4) 本学修士課程において提出予定の学位論文又は課題研究の概要(別紙３)　(5) 指導教員の意見書(別紙４)　(6) 学位授与証明書　(7) 大学院での成績証明書

様式第２

年　月　日

在学期間特例適用審査結果報告書

東京学芸大学大学院
教育学研究科長　殿

審査委員会委員長　印

１　審査委員会開設年月日　年　月　日
２　〔省略〕
３　審査対象者
(1) 所属専攻名　専攻　プログラム
(2) 学生番号・氏名　M　－　氏名
(3) 主指導教員氏名
４　〔省略〕

〔省略〕

別紙３

年　月　日

本学修士課程において提出予定の学位論文又は課題研究の成果の概要

所属専攻名	専攻 プログラム	学生番号 氏名	印
〔省略〕			

(1) 履歴書　(2) 研究業績目録(別紙１)　(3) 在学期間・履修状況調書(別紙２)　(4) 本学修士課程において提出予定の学位論文又は課題研究の概要(別紙３)　(5) 指導教員の意見書(別紙４)　(6) 学位授与証明書　(7) 大学院での成績証明書

様式第２

平成　年　月　日

在学期間特例適用審査結果報告書

東京学芸大学大学院
教育学研究科長　殿

審査委員会委員長　印

１　審査委員会開設年月日　平成　年　月　日
２　〔省略〕
３　審査対象者
(1) 所属専攻及びコース・サブコース名　専攻　コース　サブコース
(2) 学生番号・氏名　M　－　氏名
(3) 主指導教員氏名
４　〔省略〕

〔省略〕

別紙３

平成　年　月　日

本学修士課程において提出予定の学位論文又は課題研究の成果の概要

所属専攻 コース・サブコース名	専攻 コース サブコース	学生番号 氏名	印
〔省略〕			

別紙４

年　月　日

指導教員の意見書

所　属　専　攻　名		専　攻 プログラム	
学　生　番　号		氏　名	
〔省略〕			

〔省略〕

附　則

この内規は，平成31年４月26日から施行し，平成31年度入学者から適用する。

別紙４

平成　年　月　日

指導教員の意見書

所　属　専　攻　名		コース サブコース	
学　生　番　号		氏　名	
〔省略〕			

東京学芸大学大学院学則第13条に規定する指導教員の決定及び役割等に関する教育学研究科における内規の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
3　専攻・プログラム（サブプログラム）は，学生が入学してから１月以内に，学生の所属する専攻の研究指導及び授業担当者の資格を有する研究科担当教員のうちから主指導教員１名を選定する。また，必要がある場合には，研究科担当教員のうちから主指導教員のほかに副指導教員を選定することができる。	3　専攻，コース（サブコース）は，学生が入学してから１月以内に，学生の所属する専攻，コース（サブコース）の研究指導及び授業担当者の資格を有する研究科担当教員のうちから主指導教員１名を選定する。また，必要がある場合には，研究科担当教員のうちから主指導教員のほかに副指導教員を選定することができる。
(指導教員の届出)	(指導教員の届出)
4　専攻・プログラム（サブプログラム）は，前項により主指導教員及び副指導教員を選定したときは，速やかに別紙様式１により研究科長に届け出るものとする。	4　専攻，コース（サブコース）は，前項により主指導教員及び副指導教員を選定したときは，速やかに別紙様式１により研究科長に届け出るものとする。
(指導教員の変更)	(指導教員の変更)
5　専攻・プログラム（サブプログラム）は，主指導教員及び副指導教員を変更する場合は，別紙様式２により研究科長に届け出るものとする。	5　専攻，コース（サブコース）は，主指導教員及び副指導教員を変更する場合は，別紙様式２により研究科長に届け出るものとする。
(指導教員の適否)	(指導教員の適否)
6　主指導教員及び副指導教員の適否については，各専攻・プログラム（サブプログラム）において適切な取扱いを行う。	6　主指導教員及び副指導教員の適否については，各専攻，コース（サブコース）において適切な取扱いを行う。
〔省略〕	〔省略〕
別紙様式１ 年　月　日 指導教員選定届 研　究　科　長　殿 専攻 プログラム	別紙様式１ 平成　年　月　日 指導教員選定届 研　究　科　長　殿 専攻 コース サブコース

代表者氏名　　印

以下のとおり指導教員を選定しましたので届出いたします。

学生番号	学生氏名	主指導教員名	副指導教員名	副指導教員名
〔省略〕				

※　副指導教員欄については，副指導教員を選定した場合のみ記入すること。

別紙様式２

年　　月　　日

指導教員変更届

研　究　科　長　　殿

専攻

プログラム

代表者氏名　　印

以下のとおり指導教員を変更したいので届出いたします。

学生番号	学生氏名	主副の別	新指導教員名	旧指導教員名	変更理由
〔省略〕					

附　則

この内規は，平成31年４月26日から施行し，平成31年度入学者から適用する。

責任者　　印

以下のとおり指導教員を選定しましたので届出いたします。

学生番号	学生氏名	主指導教員名	副指導教員名	副指導教員名
〔省略〕				

※　副指導教員欄については，副指導教員を選定した場合のみ記入すること。

※　責任者とは，専攻代表，コース代表，サブコース代表者をいう。

別紙様式２

平成　　年　　月　　日

指導教員変更届

研　究　科　長　　殿

専攻

コース

サブコース

責任者　　印

以下のとおり指導教員を変更したいので届出いたします。

学生番号	学生氏名	主副の別	新指導教員名	旧指導教員名	変更理由
〔省略〕					

※　責任者とは，専攻代表，コース代表，サブコース代表者をいう。

東京学芸大学ティーチング・アシスタント取扱内規の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
１．採用 ⑴ ティーチング・アシスタント受入教員は，次の書類を学務課に提出する。 〔省略〕 ４．出勤簿 ティーチング・アシスタントの出勤簿の管理は，学務課が行うものとする。 〔省略〕 附　則 この内規は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	１．採用 ⑴ ティーチング・アシスタント受入教員は，次の書類を学務課修士課程係に提出する。 〔省略〕 ４．出勤簿 ティーチング・アシスタントの出勤簿の管理は，学務課修士課程係が行うものとする。 〔省略〕

全学共通利用スペース使用内規の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編及び委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（使用資格） 第２　共通スペースを使用することが出来る資格を有するものは，次の各号に該当するものとする。 (1) 修士課程・教職大学院の課程・博士課程の学生を多く抱えている講座・分野・教室等 (2) 教育上の特別の理由がある講座・分野・教室等 (3) 学術的，先端的なプロジェクト研究及び共同研究等を行っている講座・分野・教室等又は行う予定の講座・分野・教室等 (4) 事前に予約して臨時的に使用を希望し，国立大学法人東京学芸大学施設整備会議（以下「施設整備会議」という。）の了解を得た講座・分野・教室等。 (5) その他施設整備会議が認めた講座・分野・教室等（特任教員を含む。）	（使用資格） 第２　共通スペースを使用することが出来る資格を有するものは，次の各号に該当するものとする。 (1) 修士・博士課程の学生を多く抱えている講座・分野・教室等 (2) 教育上の特別の理由がある講座・分野・教室等 (3) 学術的，先端的なプロジェクト研究及び共同研究等を行っている講座・分野・教室等又は行う予定の講座・分野・教室等 (4) 事前に予約して臨時的に使用を希望し，施設整備委員会（以下「委員会」という。）の了解を得た講座・分野・教室等。 (5) その他委員会が認めた講座・分野・教室等（特任教員を含む。）
（使用の申し込み） 第３　共通スペースの使用を希望する使用者等の代表者は，使用申込書（別紙様式１）を施設整備会議に提出する。	（使用の申し込み） 第３　共通スペースの使用を希望する使用者等の代表者は，使用申込書（別紙様式１）を委員会に提出する。
（使用の決定） 第４　使用申し込みがあった使用者等の中から，使用内規第２の規定に基づき適当と認められる使用者等を選定し，施設整備会議にて協議し学長が決定する。	（使用の決定） 第４　使用申し込みがあった使用者等の中から，使用内規第２の規定に基づき適当と認められる使用者等を選定し，委員会にて協議し学長が決定する。
（使用の取り消し） 第５　次の各号に該当した使用者等の使用は，施設整備会議にて協議し，学長がこれを取り消すことができる。 (1)・(2)　〔省略〕	（使用の取り消し） 第５　次の各号に該当した使用者等の使用は，委員会にて協議し，学長がこれを取り消すことができる。 (1)・(2)　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
（使用上の義務） 第９　〔省略〕	（使用上の義務） 第９　〔省略〕

２・３　〔省略〕 ４　教育研究等の遂行上，やむを得ず施設に大幅な変更を加える場合は，図面などを添付し，事前に施設整備会議の承認を得ることとする。また，これらの変更に係る経費は当該使用者等の負担とする。 （雑則） 第１０　この使用内規の定めるもののほか，運用に関し必要な事項は，施設整備会議にて協議し学長が決定する。 〔省略〕 別紙様式１ 平成　　年　　月　　日 全学共通利用スペース使用申込書 東京学芸大学長　　殿 全学共通利用スペースの使用にあたって下記の使用許可条件及び規則等を遵守し，申込みいたします。 〔省略〕 附　則 この内規は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	２・３　〔省略〕 ４　教育研究等の遂行上，やむを得ず施設に大幅な変更を加える場合は，図面などを添付し，事前に委員会の承認を得ることとする。また，これらの変更に係る経費は当該使用者等の負担とする。 （雑則） 第１０　この使用内規の定めるもののほか，運用に関し必要な事項は，委員会にて協議し学長が決定する。 〔省略〕 別紙様式１ 平成　　年　　月　　日 全学共通利用スペース使用申込書 施設整備委員会　委員長　　殿 全学共通利用スペースの使用にあたって下記の使用許可条件及び規則等を遵守し，申込みいたします。 〔省略〕

教職大学院と附属学校との人事に関する取扱いの一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 第５　この取扱いに定めるもののほか，教職大学院を担当する附属学校教員の人事について必要な事項は，教育実践専門職高度化専攻代表及び附属学校運営部長が協議の上，決定する。 〔省略〕 附　則 この取扱いは，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 第５　この取扱いに定めるもののほか，教職大学院を担当する附属学校教員の人事について必要な事項は，教育実践創成専攻の専攻代表及び附属学校運営部長が協議の上，決定する。 〔省略〕

教育学研究科入学前の既修得単位に関する取扱要領の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
2　既修得単位の認定を受けようとする者は，次の書類を入学した年の４月末日（10月入学生においては10月末日）までに学務課に提出しなければならない。 （イ）既修得単位認定申請書（様式１） （ロ）認定申請授業科目明細書（様式２） （ハ）・（ニ）　〔省略〕	2　既修得単位の認定を受けようとする者は，次の書類を入学した年の４月末日（10月入学生においては10月末日）までに学務課に提出しなければならない。 （イ）既修得単位認定申請書（様式１） （ロ）認定申請授業科目明細書（様式２） （ハ）・（ニ）　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
4　既修得単位の認定は，当該授業科目を担当する専攻・プログラム（サブプログラム）が行う。	4　既修得単位の認定は，当該授業科目を担当する専攻のコース（サブコース）が行う。
〔省略〕	〔省略〕
8　既修得単位の認定をうけた者には，単位認定通知書（様式３）を交付する。	8　既修得単位の認定をうけた者には，単位認定通知書（様式３）を交付する。
〔省略〕	〔省略〕
（様式１） **既修得単位認定申請書** 年　　月　　日 東京学芸大学大学院 教育学研究科長　　殿 専攻	（様式１） **既修得単位認定申請書** 平成　　年　　月　　日 東京学芸大学大学院 教育学研究科長　　殿 専攻　　コース

プログラム
年度入学（学生番号　　－　　）
〔省略〕

（様式２）

既修得単位認定申請授業科目明細書

専攻
プログラム
〔省略〕

（様式３）

既修得単位認定通知書

年　　月　　日

専攻　　プログラム

年度入学（学生番号　　－　　）

氏　　名　　殿

〔省略〕

附　則

この要領は，平成31年４月26日から施行し，平成31年度入学者から適用する。

サブコース
平成　年度入学（学生番号　　－　　）
〔省略〕

（様式２）

既修得単位認定申請授業科目明細書

専攻　　コース
サブコース
〔省略〕

（様式３）

既修得単位認定通知書

平成　　年　　月　　日

専攻　　コース
サブコース
平成　年度入学（学生番号　　－　　）

氏　　名　　殿

〔省略〕

東京学芸大学大学院教育学研究科における単位互換制度実施要領の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編及び字句整理に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
（趣旨） 第１　この要領は東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程（平成７年規程第８号。以下「大学院交流規程」という。）第19条の規定に基づき，東京学芸大学大学院教育学研究科における単位互換制度の実施（外国の大学院を除く。）に関して必要な事項を定める。	（趣旨） 第１　この要領は東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程（以下「大学院交流規程」という。）第18条の規定に基づき，東京学芸大学大学院教育学研究科における単位互換制度の実施（外国の大学院を除く。）に関して必要な事項を定める。
（派遣学生） 第２　大学院交流規程第３条に規定する派遣学生として，他の大学院の授業科目を履修しようとする者（以下「出願者」という。）の出願手続は，次の掲げる書類を定められた期日までに学務課に提出するものとする。 ⑴ 派遣学生願書（別紙様式１） ⑵ 学業成績証明書	（派遣学生） 第２　大学院交流規程第３条に規定する派遣学生として，他の大学院の授業科目を履修しようとする者（以下「出願者」という。）の出願手続は，次の掲げる書類を定められた期日までに学務課に提出するものとする。 ⑴ 派遣学生願書（様式１） ⑵ 学業成績証明書
２　大学院交流規程第４条に規定する大学院教育学研究科運営委員会における審議の際，授業科目ごとに出願者推薦順位を付する必要が生じた場合は，次に掲げる基準により行うものとする。 ⑴ 在学年数の長い学生を優先する。 ⑵ 当該授業科目を専門とする専攻・プログラム（サブプログラム）の学生を優先する。 ⑶ 前２号により難い場合は，大学院教育学研究科運営委員会が判断する。	２　大学院交流規程第４条に規定する大学院教育学研究科運営委員会における審議の際，授業科目ごとに出願者推薦順位を付する必要が生じた場合は，次に掲げる基準により行うものとする。 ⑴ 在学年数の長い学生を優先する。 ⑵ 当該授業科目を専門とする専攻のコース（サブコース）の学生を優先する。 ⑶ 前２号により難い場合は，大学院教育学研究科運営委員会が判断する。
３～６　〔省略〕	３～６　〔省略〕
７　大学院交流規程第８条に規定する修得単位の認定は，履修報告書等に基づき，当該授業科目を担当する専攻・プログラム（サブプログラム）で行い，大学院教育学研究科運営委員会が総合判定を行うものとする。	７　大学院交流規程第８条に規定する修得単位の認定は，履修報告書等に基づき，当該授業科目を担当する専攻のコース（サブコース）で行い，大学院教育学研究科運営委員会が総合判定を行うものとする。
８～１１　〔省略〕	８～１１　〔省略〕
（特別聴講学生） 第３　特別聴講学生の対象となる授業科目は，次のとおりとする。 ⑴ 本学の専任教員が担当する授業科目であり，授業担当教員が受講を認める授業科目とする。 ⑵ 前項に係る授業科目については，あらかじめ修士課程を所掌する副学長が授	（特別聴講学生） 第３　特別聴講学生の対象となる授業科目は，次のとおりとする。 ⑴ 本学の専任教員が担当する授業科目であり，授業担当教員が受講を認める授業科目とする。 ⑵ 前項に係る授業科目については，あらかじめ修士課程を所掌する副学長が授

業科目を開設する専攻・プログラム（サブプログラム）に照会の上，特別聴講学生の出願期間前に明らかにしなければならない。 2・3　〔省略〕 4　大学院交流規程第 12 条に規定する特別聴講学生の入学許可は，当該授業科目を開設する専攻・プログラム（サブプログラム）の選考に基づき，大学院教育学研究科運営委員会の議を経て，当該他の大学院を通じて学長が行う。 5・6　〔省略〕 7　特別聴講学生が全ての授業科目について履修を中止するときは，特別聴講学生退学願（別紙様式３）を当該他の大学院を経て，速やかに本学に提出しなければならない。 〔省略〕 （別紙様式１） 派遣学生願書 年　月　日 東京学芸大学長　殿 大学院教育学研究科　　専攻 学生番号　M　　－ 氏　　名　　印 派遣学生として下記の大学院に派遣くださるようお願いします。 記 ○　派遣先大学　　大学大学院　　研究科 ○　派遣期間　　年　月　日　～　　年　月　日 〔省略〕 （別紙様式２）	業科目を開設する専攻のコース（サブコース）に照会の上，特別聴講学生の出願期間前に明らかにしなければならない。 2・3　〔省略〕 4　大学院交流規程第 12 条に規定する特別聴講学生の入学許可は，当該授業科目を開設する専攻のコース（サブコース）の選考に基づき，大学院教育学研究科運営委員会の議を経て，当該他の大学院を通じて学長が行う。 5・6　〔省略〕 7　特別聴講学生が全ての授業科目について履修を中止するときは，特別聴講学生退学願（別紙様式３）を当該他の大学院を経て，速やかに本学に提出しなければならない。 〔省略〕 （別紙様式１） 派遣学生願書 平成　年　月　日 東京学芸大学長　殿 大学院教育学研究科　　専攻 学生番号　M　　－ 氏　　名　　印 派遣学生として下記の大学院に派遣くださるようお願いします。 記 ○　派遣先大学　　大学大学院　　研究科 ○　派遣期間　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日 〔省略〕 （別紙様式２）

履修報告書

年　月　日

東京学芸大学長　殿

大学院教育学研究科　　専攻
学生番号　M　　－
氏　　名　　印

下記のとおり派遣が終了しましたので報告します。

記

派遣先	大学大学院　　研究科
派遣期間	年　月　日　～　　年　月　日
授業科目名及び修得できた単位数（注）	〔省略〕

〔省略〕

（別紙様式３）

東京学芸大学大学院教育学研究科特別聴講学生退学願

年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

在籍大学名
（研究科・専攻名）
氏 名　　印

私は，下記により退学したいので，ご許可くださるようお願いいたします。

記

履修報告書

平成　年　月　日

東京学芸大学長　殿

大学院教育学研究科　　専攻
学生番号　M　　－
氏　　名　　印

下記のとおり派遣が終了しましたので報告します。

記

派遣先	大学大学院　　研究科
派遣期間	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日
授業科目名及び修得できた単位数（注）	〔省略〕

〔省略〕

（別紙様式３）

東京学芸大学特別聴講学生退学願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

在籍大学名
（研究科・専攻名）
氏 名　　印

私は，下記により退学したいので，ご許可くださるようお願いいたします。

記

１．退学の事由（詳細に）

２．履修の許可を受けている期間

年　月　日 ～　年　月　日

３．退学希望日

年　月　日

東京学芸大学大学院教育学研究科特別聴講学生入学願

年　月　日

東京学芸大学長　殿

フリガナ 氏　名	〔省略〕
在籍大学	
現住所	

下記のとおり特別聴講学生として，東京学芸大学大学院教育学研究科に入学いたしたくお願いします。

記

１．履修期間　年　月　日 ～　年　月　日

２・３　〔省略〕

附　則

１．退学の事由（詳細に）

２．履修の許可を受けている期間

平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

３．退学希望年月

平成　年　月　日

（別紙様式４）

東京学芸大学大学院特別聴講学生願

平成　年　月　日

東京学芸大学長　殿

フリガナ 氏　名	〔省略〕
在籍大学	
現住所	

下記のとおり特別聴講学生として，東京学芸大学大学院教育学研究科に入学いたしたくお願いします。

記

１．履修期間　平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

２・３　〔省略〕

この要領は，平成31年４月26日から施行し，平成31年度入学者から適用する。ただし，第１の改正規定は平成22年４月１日から適用する。	

東京学芸大学教育学研究科長期履修学生に関する取扱要領の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （申請書の提出先） 第７　規程第３条及び第５条に定める申請書の提出先は，学務課とする。 〔省略〕 附　則 この要領は，平成31年４月26日から施行し，平成31年４月１日から適用する。	〔省略〕 （申請書の提出先） 第７　規程第３条及び第５条に定める申請書の提出先は，学務課修士課程係とする。 〔省略〕

教職大学院の課程の開設授業科目履修手続要領の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>

〔省略〕

2.履修にあたっては「履修科目申告票」を各学期授業開始後２週間以内に授業科目担当教員に，様式第１に定める「科目履修届」を各期開始後３週間以内に学務課修士課程係にそれぞれ提出しなければならない。

〔省略〕

（教職大学院の課程の高度選択科目履修用）　様式第1

年度　科目履修届

〔省略〕

履修単位数	所属	学生番号	氏名
単位	専攻	M　－	

※黒または青のボールペンで記入すること。

附　則

この要領は，平成31年４月26日から施行し，平成31年度入学者から適用する。

</td><td>

〔省略〕

2.履修にあたっては「履修科目申告票」を各学期授業開始後２週間以内に授業科目担当教員に，様式第１に定める「科目履修届」を各期開始後３週間以内に学務課修士課程係にそれぞれ提出しなければならない。

〔省略〕

（教職大学院の課程の高度選択科目履修用）　様式第1

平成　年度　科目履修届

〔省略〕

履修単位数	専攻・ｺｰｽ・ｻﾌﾞｺｰｽ	学生番号	氏名
単位	専攻 ｺｰｽ・ｻﾌﾞｺｰｽ	M　－	

※黒または青のボールペンで記入すること。

</td></tr>
</table>

東京学芸大学大学院教育学研究科学位論文又は特定の課題についての研究の成果審査手続等要領の一部改正について

改正理由：大学院教育学研究科の組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
（1）学位論文又は特定の課題についての研究の成果の内容 ① 東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第１９条に規定する学位論文は，教育の実践やその基礎にかかる研究について作成することを原則とする。 ② 大学院学則第１９条に規定する特定の課題についての研究の成果（以下「課題研究の成果」という。）は，演奏，作品，教材ビデオ・ソフト，学習支援プログラム，実験装置の開発，授業実践記録，データの専門的処理，フィールドワークによる調査研究あるいは事例研究等とする。 ③ 専攻・プログラムによっては，副論文を書かせることができる。	（1）学位論文又は特定の課題についての研究の成果の内容 ① 東京学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第１９条に規定する学位論文は，教育の実践やその基礎にかかる研究について作成することを原則とする。 ② 大学院学則第１９条に規定する特定の課題についての研究の成果（以下「課題研究の成果」という。）は，演奏，作品，教材ビデオ・ソフト，学習支援プログラム，実験装置の開発，授業実践記録，データの専門的処理，フィールドワークによる調査研究あるいは事例研究等とする。 ③ 専攻・コース（サブコース）によっては，副論文を書かせることができる。
（2）修学計画書，研究実施計画書及び研究指導計画書の提出 ア 学生は，各年度開始後指定された期日までに，研究実施計画書（様式1（1））及び修学計画書（様式2）を作成し，指導教員に提出しなければならない。 イ 指導教員は，学生が作成した修学計画書及び研究実施計画書に基づき，研究指導計画書（様式1（2））を作成して5月末日（１０月入学の者は１１月末日）までに修学計画書，研究実施計画書と合わせて学務課に提出しなければならない。 〔省略〕	（2）修学計画書，研究実施計画書及び研究指導計画書の提出 ア 学生は，各年度開始後指定された期日までに，研究実施計画書（様式1（1））及び修学計画書（様式2）を作成し，指導教員に提出しなければならない。 イ 指導教員は，学生が作成した修学計画書及び研究実施計画書に基づき，研究指導計画書（様式1（2））を作成して5月末日（１０月入学の者は１１月末日）までに修学計画書，研究実施計画書と合わせて学務課に提出しなければならない。 〔省略〕
（4）論文又は課題研究の成果の提出 ア 学生は，修了の年の1月２０日（9月修了の場合にあっては7月２０日）までに学位論文又は課題研究の成果1編（正本1部，副本2部）に「学位論文又は課題研究の成果審査申請書」（様式3）及び学位論文又は課題研究の成果要旨（８００字程度，正本1部，副本2部）を添え，主指導教員の許可を得て学務課に提出しなければならない。 イ 学務課は，上記アの学位論文等を，それぞれの主指導教員に，速やかに送付しなければならない。	（4）論文又は課題研究の成果の提出 ア 学生は，修了の年の1月２０日（9月修了の場合にあっては7月２０日）までに学位論文又は課題研究の成果1編（正本1部，副本2部）に「学位論文又は課題研究の成果審査申請書」（様式3）及び学位論文又は課題研究の成果要旨（８００字程度，正本1部，副本2部）を添え，主指導教員の許可を得て学務課に提出しなければならない。 イ 学務課は，上記アの学位論文等を，それぞれの主指導教員に，速やかに送付しなければならない。
（5）審査委員の選出等 ア 主指導教員は，学位論文又は課題研究の成果1編ごとに審査委員会委員候補	（5）審査委員の選出等 ア 主指導教員は，学位論文又は課題研究の成果1編ごとに審査委員会委員候補

者の選出を，所属する専攻に求め，「学位論文又は課題研究の成果審査委員候補者名簿」（様式４）を「学位論文又は課題研究の成果審査申請書」とともに，速やかに学務課に提出しなければならない。

イ　学位論文又は課題研究の成果審査委員会主査は，当該論文又は課題研究の成果の主指導教員が当たるものとする。

（６）論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験の実施並びに同結果の報告

審査委員会は，学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験を実施し，「論文又は課題研究の成果審査及び最終試験結果報告書」（様式５）を２月の最終水曜日（９月修了の場合にあっては８月の最終水曜日）までに学務課に提出しなければならない。

〔省略〕

様式１

研究実施計画及び研究指導計画書

年　月　日

学　生	専攻 プログラム	氏名 M　－
〔省略〕		
（１）研究実施計画 〔省略〕		
（２）研究指導計画 〔省略〕		

〔省略〕

様式２

修学計画書

年　月　日

学　生	専攻	氏名

者の選出を，所属する専攻に求め，「学位論文又は課題研究の成果審査委員候補者名簿」（様式４）を「学位論文又は課題研究の成果審査申請書」とともに，速やかに学務課に提出しなければならない。

イ　学位論文又は課題研究の成果審査委員会主査は，当該論文又は課題研究の成果の主指導教員が当たるものとする。

（６）論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験の実施並びに同結果の報告

審査委員会は，学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験を実施し，「論文又は課題研究の成果審査及び最終試験結果報告書」（様式５）を２月の最終水曜日（９月修了の場合にあっては８月の最終水曜日）までに学務課に提出しなければならない。

〔省略〕

様式１

研究実施計画及び研究指導計画書

平成　年　月　日

学　生	専攻 コース サブコース	氏名 M　－
〔省略〕		
（１）研究実施計画 〔省略〕		
（２）研究指導計画 〔省略〕		

〔省略〕

様式２

修学計画書

平成　年　月　日

学　生	専攻	氏名

	プログラム	M　－
科目群	〔省略〕	
専攻基盤科目		
専攻基礎科目		
専攻展開科目		
専攻発展科目		
特別研究		
自専攻以外の科目		

＊学生は主指導教員が指定した期日までに提出すること。
＊各専攻・プログラムが定めている履修基準を満たし、合計単位数が修了に必要な３０単位以上になるように、１年生・２年生で履修予定・履修済みの科目を記入すること。

様式３

学位論文又は課題研究の成果審査申請書

年　月　日

東京学芸大学大学院教育学研究科長　殿

専攻　(　　プログラム)

〔省略〕

様式４

学位論文又は課題研究の成果審査委員候補者名簿

年　月　日

東京学芸大学大学院教育学研究科長　殿

主指導教員指名　　印

学位論文題目	主論文	

	コース サブコース	M　－
科目群	〔省略〕	
教育実践開発科目群		
教育実践研究法科目群		
教育内容基礎研究法科目群		
教職大学院の高度選択科目		

＊学生は主指導教員が指定した期日までに提出すること。
＊各専攻・コース・サブコースが定めている履修基準を満たし、合計単位数が修了に必要な３０単位以上になるように、１年生・２年生で履修予定・履修済みの科目を記入すること。

様式３

学位論文又は課題研究の成果審査申請書

平成　年　月　日

東京学芸大学大学院教育学研究科長　殿

(　　コース)
専攻
(　　サブコース)

〔省略〕

様式４

学位論文又は課題研究の成果審査委員候補者名簿

平成　年　月　日

東京学芸大学大学院教育学研究科長　殿

主指導教員指名　　印

学位論文題目	主論文	

	副論文	
課題研究の成果題目		
提出学生	専攻 プログラム	学生番号 氏　名
〔省略〕		

様式５

年　月　日

学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験結果報告書

専攻	プログラム	学生番号	氏名
〔省略〕			

〔省略〕

附　則

１　この要領は，平成31年４月26日から施行する。

２　この要領は，平成 31 年度入学者から適用し，平成 30 年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

	副論文	
課題研究の成果題目		
提出学生	専攻 コース サブコース	学生番号 氏　名
〔省略〕		

様式５

平成　年　月　日

学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験結果報告書

専攻	コース	サブコース	学生番号	氏名
〔省略〕				

〔省略〕